

ID: 166

担当部署: 教育委員会事務局

<b>処分の概要</b>	利用の許可		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	八頭町山村開発センター条例 第4条第1項		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第132号		
<b>【根拠条文】</b>			
(利用の許可等)			
第4条 開発センターを利用しようとするものは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。			
2 前項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用台帳に利用目的その他必要な事項を記入しなければならない。			
3 利用者は、町長が指示した事項を遵守し、常に善良な利用者としての注意をもって利用しなければならない。			
4 町長は、利用者がこの条例に基づく諸規則に違反したときは、利用許可の取消し又は利用の停止をすることができる。			
<b>【基準】</b>			
根拠条文、第5条及び八頭町暴力団排除条例第7条の規定による。			
(利用の制限)			
第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するとみとめるときは、開発センターの利用を許可しない。			
(1) 公益を害するおそれがあるとき。			
(2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。			
(3) 前2号に掲げるもののほか、開発センターの管理上支障があるとき又は町長が適当でないと認めるとき。			
(公の施設の利用における措置)			
第7条 町長、八頭町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、町が設置し、又は管理する公共施設(附属施設を含む。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成26年7月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日